

## 第3編 教育大綱

### 秩父市教育大綱

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年6月30日法律第162号）」の改正により、地方公共団体の長は総合教育会議において教育委員会と協議・調整の上、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。それに伴い、秩父市でも市長及び市教育委員会により構成する「秩父市総合教育会議」において協議を行い、「秩父市教育大綱」を策定しました。

秩父市教育大綱は、市が教育における将来的な目標とする基本理念と、基本理念を実現するために4つの視点から捉えた基本方針で構成されています。

また、教育大綱は目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定するものではありません。そのため今後の市の具体的な教育施策については、秩父市教育大綱の実現に向け、市長と教育委員会、市の関係部局や学校、その他教育関連機関などすべてが連携しながら進めていきます。

#### 【基本理念】

夢・志・誇りを持ち、社会を生き抜く力を身に付ける教育を推進することにより、秩父市への愛着、住み続けたいという想いを深め、秩父市のよさを継承し、秩父市の未来を担う人材を育成します。

#### 【基本方針】

##### 1 社会を生き抜く力を身に付ける教育

社会の変化に対応し、創造力豊かな生き方ができる子どもたちを育成するため、基礎的な知識・技能の習得など基礎学力の向上を図り、これらを活用する力を身に付けさせるとともに、学ぶ楽しさや分かる喜びを実感し、学習意欲を喚起できる教育を進めます。さらに、基本的な生活習慣を身に付けさせ、規範意識を高めるとともに、自らを律しつつ、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育む教育、そして健康や体力の向上を図るなど健やかな体の育成につながる教育を進めることにより、一人一人が知・徳・体のバランスのとれた生きる力を身に付けるこ

とを目指します。

また、幼児教育、特別支援教育などの推進や教職員の資質向上に努めます。

## 2 秩父のよさを活かした特色ある教育と優れた才能や個々の能力を伸ばす教育

ふるさと秩父の自然、歴史、文化、まつり、産業などの恵まれた環境を活用した学習活動を組み込み、秩父への親しみや愛着を一層深め、これまで引き継がれてきた秩父市のよさが継承される教育を進めます。

また、優れた才能や個性を伸ばす教育を進めます。特に、現代のグローバル社会に対応できる英語力の向上にも取り組んでいきます。

## 3 生涯学び続けられる環境、スポーツ・文化に親しむことができる環境の実現

市民の学習意欲の向上、多様化する生涯学習のニーズにこたえるため、スポーツや文化芸術の振興、公民館活動の活発化、図書館の利便性向上、文化財の保護保存と継承などに取り組み、人生を生き生きと味わいのある豊かなものにできる学習のための環境づくりを進めます。

## 4 家庭とのつながり・地域との絆を大切にする教育とこれからの教育環境づくり

家庭とのつながりによる家庭学習・読書活動の推進、地域との絆による子育てや安心安全な環境づくりなど、学校・家庭・地域が一体となった教育を進め、心豊かな人間関係、青少年の健全育成を目指します。

教育委員会では、市として取り組むべき学力向上の施策を見極め、議論の活性化を図り、学力調査結果に基づく課題の解決を目指すと同時に、危機管理体制の強化や学校施設の整備を進めます。